

乳児等通園支援事業に係る

重要事項説明書

幼保連携型認定こども園

和泉愛児園

保育の提供の開始にあたり、本園が利用者に説明すべき内容は次のとおりです。

1. 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針

○運営主体

名称	社会福祉法人 明和福祉会
所在地	山梨県甲府市湯村3丁目12-13
電話番号	055-252-5854
代表者氏名	理事長 廣瀬 集一

○事業所の概要

事業の種類	乳児等通園支援事業
事業所名称	幼保連携型認定こども園 和泉愛児園
所在地	山梨県甲府市3丁目12-13
連絡先	TEL 055-252-5854 FAX 055-253-4152
管理者氏名	園長 梶原 智子
対象児童	生後6ヶ月～3歳の誕生日の前々日まで
利用定員 (1時間あたり)	0歳 1名 1歳 2名 2歳 1名 計 4名
開設年月日	昭和42年4月1日

○事業の目的・運営方針

本園を利用する満3歳未満の子どもに対し、適正な保育を提供することを目的とし、次に掲げる運営方針に基づき、保育を提供します。

- ・本園は、良質な水準かつ適切な内容の保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指します。
- ・保育の提供にあたっては、子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進するため、子どもの意思及び人格を尊重して保育を提供するよう努めます。
- ・本園は、利用子どもの属する家庭及び地域との結び付きを重視した運営を行うとともにその支援を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
- ・本園は、条例が定める職員や設備の基準その他関係法令等を遵守します。

2. 提供する乳児等通園支援の内容

本園は、次に掲げる保育その他の便宜の提供を行います。

○保育の内容

《基本内容》

① 一人ひとりに合わせたクラス編成

0・1・2歳児は、月齢や個人差が大きい時期です。

そのため、一人ひとりの子どもの発育・発達に応じた適切な援助ができるよう、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、発達段階に応じたクラス編成を行っています。

少人数の環境の中で、子ども一人ひとりを大切にしたい、きめ細やかな保育を行っています。

② 生活の基礎を育てる大切な時期

乳幼児期は、心身の発育・発達が著しく、これからの人生の基礎がつけられる大切な時期です。

食事・睡眠・排泄・着脱などの基本的な生活習慣が少しずつ身につくよう援助しながら、

「自分でやりたい」という意欲を大切に育てていきます。

③ 健康と家庭との連携

子どもたちが健康で生き生きと生活できるよう、日々の健康管理を大切にしています。

また、家庭との連携を大切にしながら、子ども一人ひとりの育ちを共に支えていきます。

④ 体験を通して育つ力

自然に触れたり、さまざまな体験を重ねる中で、子ども自身の中にある「伸びていこうとする芽」を大切に育てていきます。

そして、こうした経験が3歳以上児ののびのびとした主体的な活動へとつながるよう、発達の段階を踏まえながら保育を行っています。

《特色》

- ・安心安全の環境の中で、信頼できる保育者等の中で基本的な生活習慣を身につけます。
- ・『自然に親しみ心と体を育てます』を活動テーマに自然と関わる時間を大切に過ごします。
- ・こども自らが夢中になる遊び体験を通して、こども自らが育つ力を応援します。
- ・0歳から12歳まで12年間の子育ち子育てを応援し、異年齢交流を大切にします。

○健康・安全・衛生管理のための取り組み

《健康管理》

- ・SIDS（乳幼児突然死症候群）を防ぐため、睡眠時の午睡チェックを乳児は5分おき、1、2歳児は10分おきに行っています。
- ・登園時に検温を実施し、預かり時間や異変がある場合には適切に対応します。
- ・保育日誌、児童個別台帳を作成し、個々の健康管理を行っています。
- ・厚生労働省の「感染症対策ガイドライン」に基づき、感染症・食中毒の予防対策を行っています。
- ・敷地内は完全禁煙です。

《安全管理》

- ・見回り、積極的な挨拶を通して不審者防止対策を行いながら、防犯カメラ設置、防犯用具を複数個所に設置し、不審者侵入対策を行っています。
- ・月1回の防災の避難訓練を実施しています。防犯訓練は年1回行います。
- ・園独自の「危機管理マニュアル」を作成しています。（閲覧可能）

《衛生管理》

- ・室内遊具等は定期的な安全点検及び消毒を行います。
- ・乳幼児専用の沐浴設備を設置しています。

○食事の提供

- ・同法人が雇用する調理員の自園調理により提供します。
- ・栄養量や嗜好を考慮し、変化に富んだ献立表を毎月作成しています。
- ・厚生労働省のガイドラインに基づき、アレルギー対応を行っています。食物アレルギー等、体質に合わない食材があれば必ず事前にご相談ください。
- ・哺乳ビン煮沸消毒と専用の保管庫により衛生的に保ちます。
- ・食中毒予防のため、調理員は月1回の検便を行っています。
- ・下記の時間帯に利用予約した場合、食事の提供が可能です。

	提供日	午前間食	昼食	午後間食
0歳児	月～ 金曜日	9時15分～9時35分	11時15分～11時45分	15時00分～15時20分
1歳児		9時15分～9時35分	11時15分～11時45分	15時00分～15時20分
2歳児			11時15分～11時45分	15時00分～15時20分

○施設及び設備

施設	部屋数	面積	備考
ほふく室	3室	260.95㎡	ベビーベッド 2台
保育室	1室	116.68㎡	
調理室	1室	29.70㎡	
屋外遊戯場	915㎡	この他、千塚公園、八幡神社、湯村山、湯谷神社、塩澤寺等を活動の場として使用しています。	

※室内の遊具は定期的に点検・消毒を行っています。

3. 職員について

○職種、員数及び職務の内容

職種	常勤	非常勤	職務内容
園長	1 人		理事会の決定事項の執行及び事業計画、事業報告等事務報告、人事管理、契約責任者、長期計画の策定、保育業務全般の調整管理、地域福祉活動の推進
副園長	1 人		園長補佐、保護者への対応、特別保育事業推進、小学校との接続、会計責任者
主幹保育教諭	3 人		保育・指導・年間行事計画作成、職員の教育・保育指導、安全管理。特別保育事業推進、保護者への対応、療育支援、以上児・未満児各担当、出納責任者、小学校との連携・接続
保育教諭	2 5 人	1 5 人	園児の保育・教育、年間・期間・月・週案・日案・成長の記録等の作成、発達の援助・環境整備・健康観察等、特別保育推進、保護者対応
看護師	人	1 人	衛生推進者、健康観察、病児病後児保育、体調不良児保育、感染症対策
栄養士	5 人		調理実務、献立作成、給食検討表の作成、給食材料の発注、衛生管理、火気管理等、食育事業推進、食物アレルギー対策
保育補助者	1 人	5 人	保育教諭のサポート、保育教諭との共同による保育の実施、園内の清掃、給食の配膳、寝具の用意・片付け、行事の準備等、教育・保育に係る周辺業務の支援、緊急時には初動対応、こどものセキュアベースとなる（心の安全基地）

※職員数は変動する場合がありますが、市が条例で定める保育の提供に必要な職員数以上の職員を常に配置しています。

※常勤・非常勤の内訳は、職員の異動に伴い変動する場合があります。

※ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

4. 乳児等通園支援を行う日・時間並びに提供を行わない日・時間

○通常利用時間 （本園は、柔軟利用、定期利用により支援を提供）

通常利用時間	休業日
月～金曜日 9時00分から 16時00分まで	・土、日曜日 ・祝日（国民の祝日に関する法律に規定する日） ・年末年始（12月29日から1月3日） ・夏季休業（お盆を含む5日間） ・2月13日 厄除け地蔵尊祭りの午後 ・その他園長が定める日

※実際に提供する日及び時間帯は、本園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します。

※保育上必要があり、または、やむを得ない事情があるときは、休業日に保育を行う場合があります。

※非常災害その他急迫の事情があるときは、臨時に休業日とする場合があります。

5. 利用者負担

本園は、公定価格に基づく保育料に関し、保護者からの徴収を行わず、法定代理受領による方式で利用者の居住する市区町村へ当該保育料を請求することとします。

【保育料】

年齢 ※4月1日時点におけるクラス年齢	保育料 ※子ども一人1時間あたり
0歳児	1,700円
1歳児	1,400円
2歳児	

ただし、本園の利用にあたり、本園が提供する以下のサービス等に係る費用につきましては、保護者様よりご負担いただきます。（実費相当費用等の請求）

○利用料 1時間あたり300円

※乳児等通園支援を提供するにあたり、質の確保及び向上を図る目的で必要となる経費です。

○日用品、文房具、その他提供する保育に必要な物品の購入に要する費用 300円程度

○食事の提供に要する費用 1食あたり300円、おやつ1食あたり100円

○延長保育料 30分あたり100円

※本園では、送迎等の関係で利用予約時間の開始前10分、利用予約時間の終了後10分については、延長保育料としてご請求しませんが、この時間を越えた場合につきましては、超えた分を30分単位に換算し、ご請求します。

<例> 利用予約時間の終了後15分後に子どもを迎えに来た場合

→ 5分の超過を30分の超過分と換算し、30分に相当する延長保育料を請求

6. 利用定員

●年齢別利用定員（1時間あたり）

0歳児	1歳児	2歳児	計
1人	2人	1人	4人

7. 利用の開始及び終了に関する事項

○ 利用の開始に関して

- ① 甲府市より、乳児等支援給付認定を受けていること。（認定証の交付を受けていること）
- ② 本園との事前面談を行い、結果、受け入れを認められること。
- ③ 総合支援システムから利用予約を行い、予約の確定を受けること。

なお、利用予約等ができる時期については、後述の「利用の申し込み期間」のとおり。

※総合支援システムを諸事情により利用できない場合、本園に相談すること。

※定期利用を希望する場合は、利用希望曜日、時間を事前に本園と協議し、定期利用による利用が可能と判断される場合、本園が総合支援システムに代理予約を行う。

- ④ 急を要するなど、万一の場合には保護者様に電話連絡を行うため、利用日当日は必ず電話に出られる状態にしておくこと。
- ⑤ 利用にあたり、本園が定めるキャンセルポリシーを遵守すること。
- ⑥ 上記⑤に関し、特に、利用予約が確定した後のキャンセルについて、以下に留意すること。

【留意事項】

	キャンセル連絡の期限	
	利用日当日 午前0時以降	無断キャンセル
保育料	発生しない	発生しない
利用料 実費負担	発生しない	発生しない
利用時間枠	消費する	消費する

※1月あたり10時間の利用を上限としており、予約時間分が10時間から減算されます。

○ 利用の申し込み期間

21日前の午前8時30分から利用日の7日前の17時00分まで利用日と利用時刻の予約（又は変更）が可能です。

※この期間外における予約の変更を行う場合は、速やかに電話にて本園までご連絡ください。
ただし、本園都合による変更等が生じた場合はこの限りではありません。

○ 利用の終了に関する事項

本園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- ・ 3歳に達する前日（3歳を迎える前々日までは利用できます）。
- ・ 児童の保護者が、市町村が定める要件に該当しなくなったとき。
- ・ その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

○ その他利用にあたる留意事項

- ・ お子様の送迎時には、近隣住民や施設等、外部の方へのご迷惑になることのないようお願いいたします。

8. 緊急時の対応及び非常災害対策

○緊急時の対応

管轄警察署	甲府警察署（千塚交番）
病院	・ みぞべこどもクリニック （甲府市塩部4-14-12） ・ 119番通報により、決定した病院
対応方法	園児に健康状態の急変等の緊急事態が発生した場合には、速やかに園児の家族等に連絡をするとともに、園児の主治医、園医等に相談する等の措置を講じます。
一斉連絡方法	・ 一斉メール配信システムにより、緊急時には情報を一斉配信しますので、メールアドレスの登録にご協力ください。 ・ 連絡網により、電話連絡を行います。
本園の対策	・ 防犯カメラ 5台 ・ AED設置 ・ 事故防止に関する定期的な職員研修の実施

○非常災害対策

消防計画	消防署 平成28年11月4日届出			
	防火管理者	廣瀬 文彦		
避難訓練	非常時を想定した避難訓練を毎月実施します。			
防災設備	自動火災報知機・誘導灯等			
避難場所	第1避難	北部市民センター	第2避難	千塚小学校
園児の引渡し	上記避難場所の、より安全な場所で職員が行います。			

9. 虐待の防止のための措置

当園は、子どもの人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずる。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備
- (2) 職員による園児に対する虐待等の行為の禁止
- (3) 虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施
- (4) その他虐待防止のために必要な措置

2 虐待等の行為とは、児童福祉法第 33 条の 10 各号に掲げる行為その他子どもの心身に有害な影響を与える行為を指します。

3 当園は、教育・保育の提供中に、当園の職員又は養育者（保護者等園児を現に養育する者）による虐待を受けたと思われる園児を発見した場合は、速やかに、児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年 5 月 24 日法律第 82 号）の規定に従い、児童相談所等適切な機関に通告します。

10. 要望・相談・苦情等の受付

本園では、要望・相談・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

本園ご利用 相談窓口	・受付担当者 主幹保育教諭 ・解決責任者 園長 梶原 智子 ・ご利用時間 8：30～ 17：30（月～金） ・電話番号 055-252-5854 ・FAX 055-253-4152 ※担当者が不在の場合は、本園職員までお申し出ください。
---------------	--

11. 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

本園では、以下の保険に加入しています。賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

保険の種類	保育園賠償責任保険、園児団体障害保険
保険の内容	対人、事故、対物
保険金額	対人 1 名 2 億円、1 事故 10 億円、対物 1 事故 200 万円

12. 守秘義務及び個人情報の取扱いについて

園児及びその保護者等に係る個人情報については、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用します。

- ・連携施設や他の保育所等へ転園する場合その他兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
- ・緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。

1 3. 提携する医療機関等

種類	園医（小児科）	園歯科医
病院名	みぞべこどもクリニック	花形歯科医院
所在地	甲府市塩部4-14-12	甲府市千塚3丁目5-22
院長名	溝部 達子	花形 哲夫
TEL	055-252-1811	055-251-9416

1 4. 園からのお願い

本園の利用にあたっては、以下の事項にご協力ください。

- ・こどもの健康管理のため、送迎の際に担当保育者が健康状態をお尋ねしますので、小さな異変であっても必ず保育者にお伝えください。お急ぎの際もあるかと思いますが、ご協力をお願いします。
- ・車での送迎の際は、近隣の迷惑にならないよう、路上駐車や騒音を立てる行為はご遠慮ください。
- ・園敷地内での喫煙は行わないようにしてください。

※このページのみ提出をお願いします。

当園で甲府市乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の提供を開始するにあたり、書面に
基づき重要事項及び利用の説明を行いました。

園 名 : 幼保連携型認定こども園 和泉愛児園
所 在 地 : 山梨県甲府市湯村三丁目12-13
説明者職名 : 園 長 氏名 梶原 智子

同 意 書

私は、書面に基ついて甲府市乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の利用に
あたつての重要事項及び利用の説明を受け、同意しました。

年 月 日

保護者住所 :

児童氏名 :

保護者氏名:

印(署名でも可)

児童から見た続柄:

個人情報使用同意書

下記児童及び保護者等に係る個人情報については、以下の目的の為に必要最小限の範囲内
において使用することに同意します。

■連携施設や他の保育所等へ転園する場合その他兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合に
おいてほかの施設との間で必要な連絡調整を行うこと。

■緊急時において、病院その他関係機関に対し、必要な情報提供を行うこと。

年 月 日

保護者住所 :

クラス :

児童氏名 :

保護者氏名:

印(署名でも可)

児童から見た続柄: